

## 欠損金繰越控除期間の延長

**Q** 平成16年度の法人税改正により、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が5年から7年に延長され、それにともない法人税の過少申告にかかる更生の期間制限も3年から5年に延長されると聞いていますが、この改正は何時の事業年度から適用されることになるのでしょうか。

**A** 法人税法における「青色決算書を提出した事業年度の欠損金繰越し」とは、各事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度のうち青色申告書を提出した事業年度における欠損金については、これを事業年度の所得の金額から控除する制度である。

この制度が平成16年度の改正により、その欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。この改正は改正後に生じた欠損金のみではなく、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金についても、遡って適用される。

これにともない脱税以外の過少申告にかかる更生の期間制限が3年から5年に、欠損金にかかる更生の期間制限が5年から7年に延長される。この改正は、脱税以外の過少申告にかかる更生の期間については、平成16年4月1日以後に法定申告制限が到来する法人税から適用し、欠損金額にかかる更正期間については、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額から適用する。

### 法人税にかかる更生・決定の期間制限

区分	細目	改正前	改正後
脱税以外の場合	減額更生	5年	変更なし
	純損失金額の増減更生	5年	7年
	無申告の場合の決定	5年	変更なし
脱税の場合	増額更生	3年	5年
	更生・決定	7年	変更なし